

旅客及び乗組員に係る事前報告制度 の拡充について

平成29年5月
財務省関税局



1. 旅客及び乗組員に係る事前報告制度の拡充の背景等(1/3)

1. 背景

米国における同時多発テロ（2001年）、イエメンにおける航空貨物からの爆発物の発見（2010年）等を受け、世界各国の税関において、貨物や旅客等に対するテロ対策が強化されてきている。2016年も、フランス、バングラデシュ等においてテロ事案が発生するなどテロ情勢は厳しさを増している。

我が国税関としても、2019年（平成31年）のラグビーワールドカップ、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、テロ関連物資等の水際における一層の取締りの強化を図っていく必要がある。

税関において、より効果的かつ効率的な水際取締りを実施するためには、旅客及び乗組員のリスク分析に必要な情報の事前入手が重要となる。

2. 事前報告制度の拡充状況

財務省関税局・税関がこれまで実施してきた事前報告制度の拡充状況は、以下のとおりである。

- ・平成16年4月：旅客及び乗組員の入出国A P I（事前旅客情報）の報告の要請
- ・平成19年2月：旅客及び乗組員の入国A P Iの報告の義務化
- ・平成23年10月：航空機旅客の入国P N R（乗客予約記録）の報告の要請
- ・平成27年4月：航空機旅客の入国P N Rの電子的な報告を可能とした

★A P I（Advance Passenger Information）（事前旅客情報）

旅客に係るAPIは「氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地、最終目的地（航空機旅客の場合は、性別を追加）」であり、乗組員に係るAPIは「氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号（船舶の乗組員の場合は、性別、旅券の番号に替えて乗員手帳の番号、職名）」である。

我が国の「航空機旅客情報」は、世界税関機構（WCO）/国際航空運送協会（IATA）/国際民間航空機関（ICAO）のAPIガイドラインに、「船舶旅客・乗組員情報」は、国際海事機関（IMO）の国際海上交通簡易化条約（FAL条約）に準拠している。

★P N R（Passenger Name Record）（乗客予約記録）

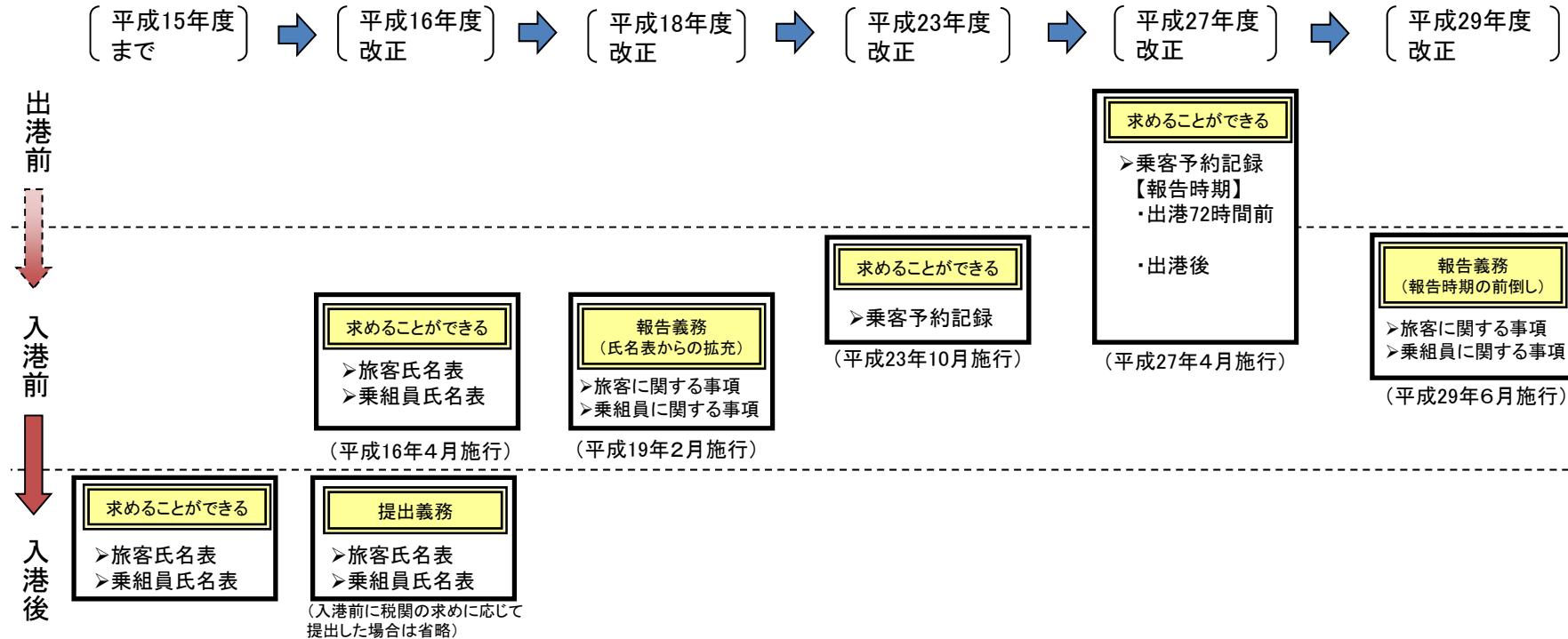
航空機旅客に係るPNRは「予約者に関する事項：氏名、国籍、生年月日等」、「予約の内容に関する事項：予約日、航空券の番号、発行年月日等」、「予約者の携帯品に関する事項：携帯品の個数、重量等」、「予約者が航空機に搭乗するための手続に関する事項：搭乗手続をした時刻等」の35項目である。

我が国のPNRは、国際標準的なPNRの取扱いを記載した国際民間航空機関（ICAO）のPNRガイドラインに準拠している。

1. 旅客及び乗組員に係る事前報告制度の拡充の背景等(2/3)

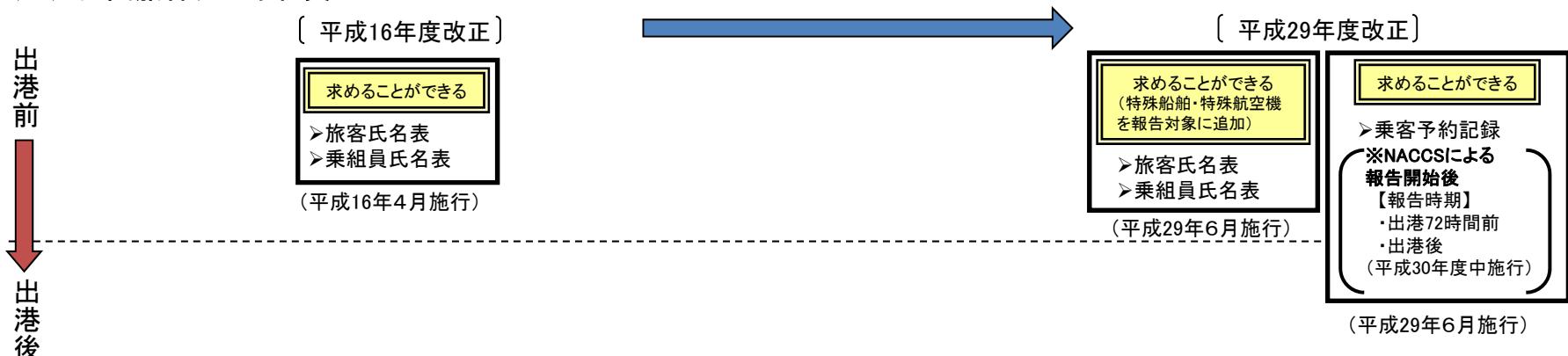
2. 事前報告制度の拡充状況(つづき)

(1) 入国旅客及び乗組員



NACCSによる報告の原則化（平成30年度中施行）

(2) 出国旅客及び乗組員



○ テロ対策の強化等に関する決定事項等

世界税関機構（WCO）による勧告（平成24年6月）（抄）

WCOは、以下を勧告する。

WCOのメンバー国等が、旅客のリスク評価のために、事前情報、いわゆるAPI（Advanced Passenger Information）及び/又はPNR（Passenger Name Record）を利用すること。

「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（抄）

（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

法務省及び財務省は、個人情報の適切な保護・管理体制の下、全ての旅客の乗客予約記録（PNR:Passenger Name Record）のNACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）による電子的な取得を進めるとともに、取得した情報の分析・活用の高度化を図る。このため、法務省及び財務省は、その他の関係省庁と連携して、航空会社からのPNR提出を促進することに努める。その際、関係省庁は、関係諸国との連携強化を進めるとともに、必要に応じ、国際的な法的枠組み等の整備を進める。

「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」（抄）

（平成27年12月24日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

水際情報の収集・分析の強化等関係省庁は、個人情報の適切な保護・管理体制の下、全ての旅客の乗客予約記録（PNR:Passenger Name Record）の電子的な取得を一層進めるとともに、法務省では「出入国管理インテリジェンス・センター」、財務省では「情報センター」において、取得したPNRの分析・活用等を行い、テロリスト・テロ関連物資の水際の取締りを強化する。

「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画（仮訳）」（平成28年5月27日）（抄）

- 国境当局間の協力を強化するとともに、世界税関機構（WCO）のセキュリティ・プログラム等の既存の国境警備プログラムの一層の利用を支持。
- 渡航者のスクリーニングにおける乗客予約記録（PNR）と事前旅客情報（API）の利用を拡大。

2. 旅客及び乗組員に関する事前報告制度の拡充(1/5) 〈総論〉

旅客及び乗組員に係る事前報告制度の拡充（情報の充実・早期化・電子化）等に関する関税法等の規定を整備する。

①航空機旅客に係る出国P N Rの報告を求める制度の新設【平成29年6月施行】

- ・出国P N Rの入手により、早い段階で要注意旅客を選定し検査を実施。
- ・出国情報と入国情報の突合等により再入国旅客の行動を把握。

(注) 特殊航空機のうち、ビジネスジェット・プライベートジェットについては、入国PNRと同様、当面の間、報告を求める取扱いとする。

②航空機に係る入国A P Iの報告時期の前倒し【平成29年6月施行】

- ・入国A P Iの報告時期を、入港90分前から直前の出発空港を出港した時から30分を経過する時までに前倒し。（現行の航行時間に応じた報告時期の特例措置は廃止。）
- ・前倒しにより税関における十分なリスク分析及び取締体制を確保。

(注) 特殊航空機のうち、ビジネスジェット・プライベートジェットについては、当面の間、入国APIの報告時期を変更せず、現行のままの「原則入港90分前」とし、航行時間に応じた特例措置も維持する。

③N A C C Sによる報告の原則化【平成30年度中に施行】

- ・入出国A P I、入出国P N R及び航空貨物に係る積荷情報を、原則N A C C Sにより報告。
- ・効果的・効率的なリスク分析及び円滑な入出港手続の確保。

(参考) 輸出入・港湾関連情報処理システム（N A C C S : Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）とは、入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステムである。

④特殊船舶（クルーズ船等）及び特殊航空機（ビジネスジェットやプライベートジェット等）に係る出港手続等の整備【平成29年6月施行】

- ・出港手続及び資格変更手続を関税法上、明確化。
- ・出国A P Iを報告対象に追加。

2. 旅客及び乗組員に関する事前報告制度の拡充(2/5)

《各論》

- 航空機旅客に係る出国PNRの報告を求める制度の新設
- 航空機に係る入国APIの報告時期の前倒し

事前旅客情報

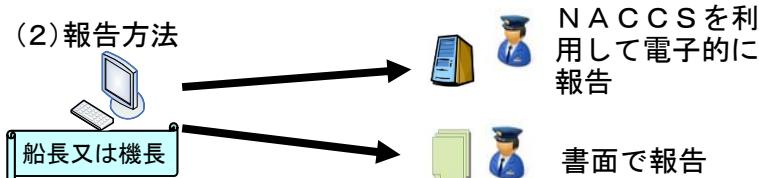
(A P I : Advanced Passenger Information)

- ・入国API: 報告を義務付ける規定
- ・出国API: 報告を求めることが出来る規定

(1) 報告対象

入国: 外国貿易船、特殊船舶、外国貿易機及び特殊航空機
出国: 外国貿易船及び外国貿易機

(2) 報告方法



(3) 報告時期

入国: 原則入港90分前
出国: 報告を求めた後(出港時)

(4) 報告項目

氏名、国籍、生年月日、性別、旅券番号、
出発地(旅客のみ)、最終目的地(旅客のみ)

7項目

拡充

- 航空機に係る入国APIの報告時期を、入港90分前から直前の出発空港を出港した時から30分を経過する時までに前倒し【平成29年6月施行】
- 特殊船舶等に係る出国APIを報告対象に追加【平成29年6月施行】
- 入出国APIのNACCSによる報告の原則化【平成30年度施行】

旅客予約記録

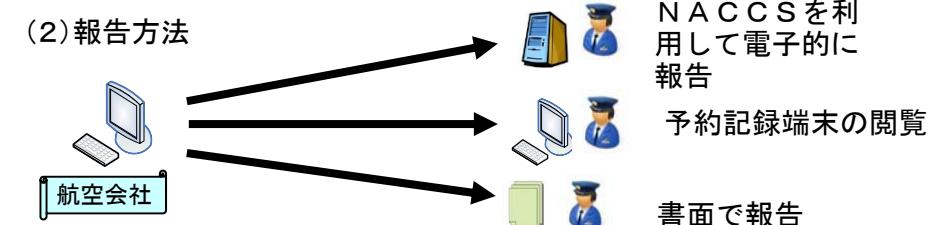
(P N R : Passenger Name Record)

- ・入国PNR: 報告を求めることができる規定

(1) 報告対象

外国貿易機及び特殊航空機

(2) 報告方法



(3) 報告時期

1便当たり2回(出港72時間前、出港後直ちに)

(4) 報告項目

- ・予約者に関する事項: 氏名、国籍、生年月日、性別 等
- ・予約の内容に関する事項: 予約日、発券日、旅行の日程 等
- ・予約者の携帯品に関する事項: 個数、重量 等
- ・予約者が航空機に搭乗するための手続に関する事項: 搭乗手続をした時刻 等

35項目

拡充

- 航空機旅客に係る出国PNRの報告を求める制度の新設【平成29年6月施行】
- 入出国PNRのNACCSによる報告の原則化【平成30年度施行】

2. 旅客及び乗組員に関する事前報告制度の拡充(3/5) 『各論』

1. P N R (乗客予約記録) 【航空機旅客に係る出国PNRの報告を求める制度の新設、NACCSによる報告の原則化】

区分	制度	報告者	項目	現行	拡充後
入国	報告の求め	航空会社	報告対象	外国貿易機及び特殊航空機	—
			報告時期	1便当たり2回 (出港72時間前、出港後直ちに)	—
			報告方法	書面、NACCS、予約端末の閲覧等	原則NACCS(法律)【平成30年度施行】
			報告内容	氏名、国籍、生年月日、性別、航空券の 予約日・発券日、旅行の日程、携帯品個 数・重量、搭乗手続をした時刻等 35項目	—
出国 【新設】	—	—	報告対象	—	【新設】外国貿易機及び特殊航空機(法律) 【平成29年6月施行】
			報告時期	—	<NACCSによる報告開始後> 1便当たり2回(出港72時間前、出港後直ち に)【報告時期は入国P N Rと同じ】
			報告方法	—	【新設】航空会社から報告を求める 原則NACCS(法)【平成30年度施行】
			報告内容	—	【新設】入国に係るPNRと同じ情報項目 (35項目)(令) 【平成29年6月施行】

2. 旅客及び乗組員に関する事前報告制度の拡充(4/5) 《各論》

2. A P I (事前旅客情報)【航空機に係る入国APIの報告時期の前倒し、NACCSによる報告の原則化】

区分	制度	報告者	項目	現行	拡充後
入国	報告義務	機長 又は 船長	報告対象	外国貿易船、特殊船舶(例:クルーズ船)、外国貿易機及び特殊航空機(例:ビジネスジェット)	—
			報告時期	[航空機] ・入港90分前 ・入港30分前(航行時間が1時間以上2時間未満の場合) ・入港する時(航行時間が1時間未満の場合) [船舶] ・入港2時間前 ・入港まで(省令で定める、本邦以外の地域から本邦の地域に入港する場合)	[航空機](政令) ・直前の出発空港を出港した時から30分を経過する時まで (特殊航空機のうち、ビジネスジェット・プライベートジェットは現行の報告時期を維持(施行規則)) 【平成29年6月施行】 [船舶] ・変更なし
			報告方法	書面又はNACCS	原則NACCS(法律) 【平成30年度施行】
			報告内容	[旅客]氏名、国籍、生年月日、性別(航空機のみ)、旅券番号、出発地、最終目的地 [乗組員]氏名、国籍、生年月日、性別(航空機のみ)及び旅券番号(船舶の場合は乗員手帳の番号及び職名)	—
出国	報告の求め	機長 又は 船長	報告対象	外国貿易船又は外国貿易機のみ	【新設】特殊船舶又は特殊航空機を報告対象とする(法律) 【平成29年6月施行】
			報告時期	報告を求めた後(出港時)	—
			報告方法	[外国貿易船]書面 [外国貿易機]書面又はNACCS	原則NACCS(法律) 【平成30年度施行】
			報告内容	[旅客]氏名、国籍、生年月日、性別(航空機のみ)、旅券番号、出発地、最終目的地 [乗組員]氏名、国籍、生年月日、性別(航空機のみ)及び旅券番号(船舶の場合は乗員手帳の番号及び職名)	—

2. 旅客及び乗組員に関する事前報告制度の拡充(5/5)

【参考】

○ 主要国の航空機旅客及び乗組員に関する事前情報の報告状況

		米国	カナダ	豪州	イギリス	フランス	メキシコ	韓国	日本
API (事前 旅客 情報)	入国	○	○	○	○	○	○	○	○
	出国	○	×	○	○	○	○	○	○
PNR (乗客 予約 記録)	入国	○	○	○	○	○	○	○	○
	出国	○	×	○	○	○	○	○	×

(注)報告方法は、入出国共通。

3. 特殊船舶及び特殊航空機に係る出港手続等の整備 (1/2)

1. 入出港手続:特殊船舶等の出港手続を整備【平成29年6月施行】

	開港又は税関空港		不開港	
	入港届	出港届	入港届	出港届
外国貿易船等	○	○	○(出入の許可)	
特殊船舶等	○	✗ ⇒ ○	○	✗ ⇒ ○

2. 資格変更手続:特殊船舶等の資格変更手続(外航船から内航船への変更等)を整備

【平成29年6月施行】

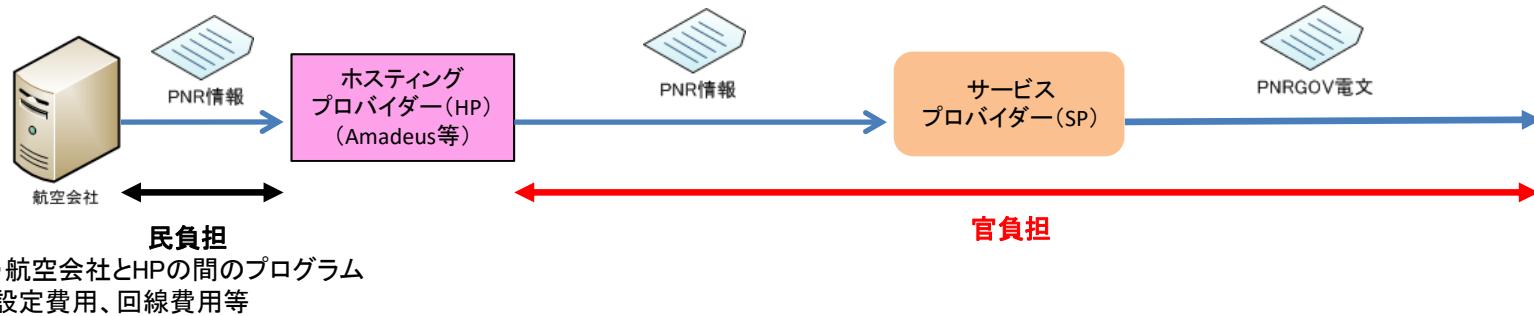
	外国貿易船等	特殊船舶等	沿海通航船等
外国貿易船等		○	○
特殊船舶等	○		✗ ⇒ ○
沿海通航船等	○	✗ ⇒ ○	

○ 特殊船舶及び特殊航空機を利用した密輸事犯

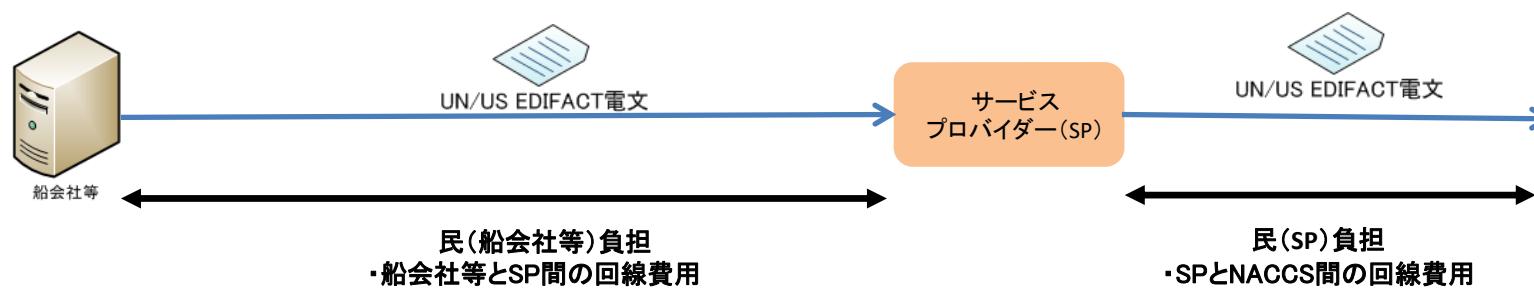
密輸事犯	概要
<p>プライベートジェットによる金地金の密輸 (摘発日:2015年12月14日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> マカオから那覇空港に入港したプライベートジェットの資格変更手続の際に、旅客及び機内の厳重検査を実施したところ、同機貨物室内に置かれていた無申告のスーツケース4個を発見。 スーツケースについて開披検査を実施したところ、分散隠匿された<u>金地金112塊(112kg)</u>を発見し摘発。
<p>外航ヨットによる大量覚醒剤等の密輸 (摘発日:2016年5月11日) (摘発日:2016年5月17日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 台湾から那覇港に入港した外航ヨットの船内検査を実施したところ、採取した検体からケタミン反応があった。 検査職員を増員のうえ、再度、船内検査を実施したところ、船内複数の場所から<u>ケタミン121g等</u>を発見し摘発。 後日、搜索差押許可状を取得し、税関及び海上保安庁の合同の船内搜索を実施したところ、左右船底及び左舷船室床下から<u>大量の覚醒剤(約600kg)等</u>を発見し摘発。

4. 各種手続に関する費用負担の状況

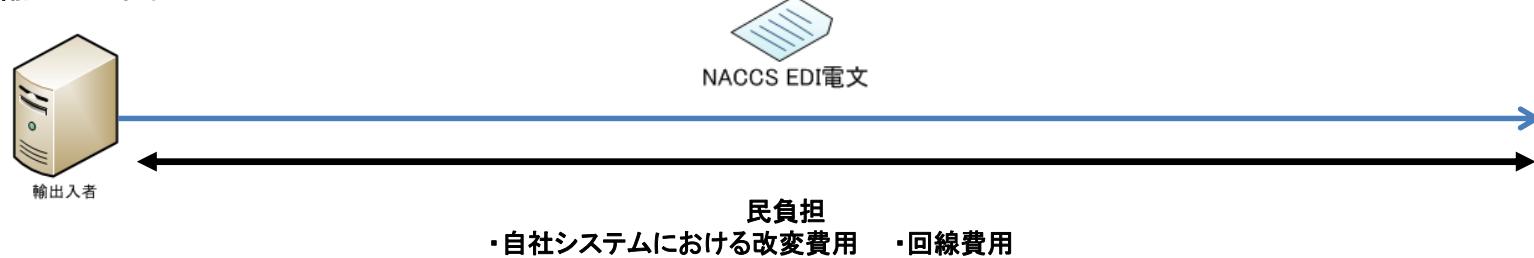
1. 航空機旅客の入国PNR



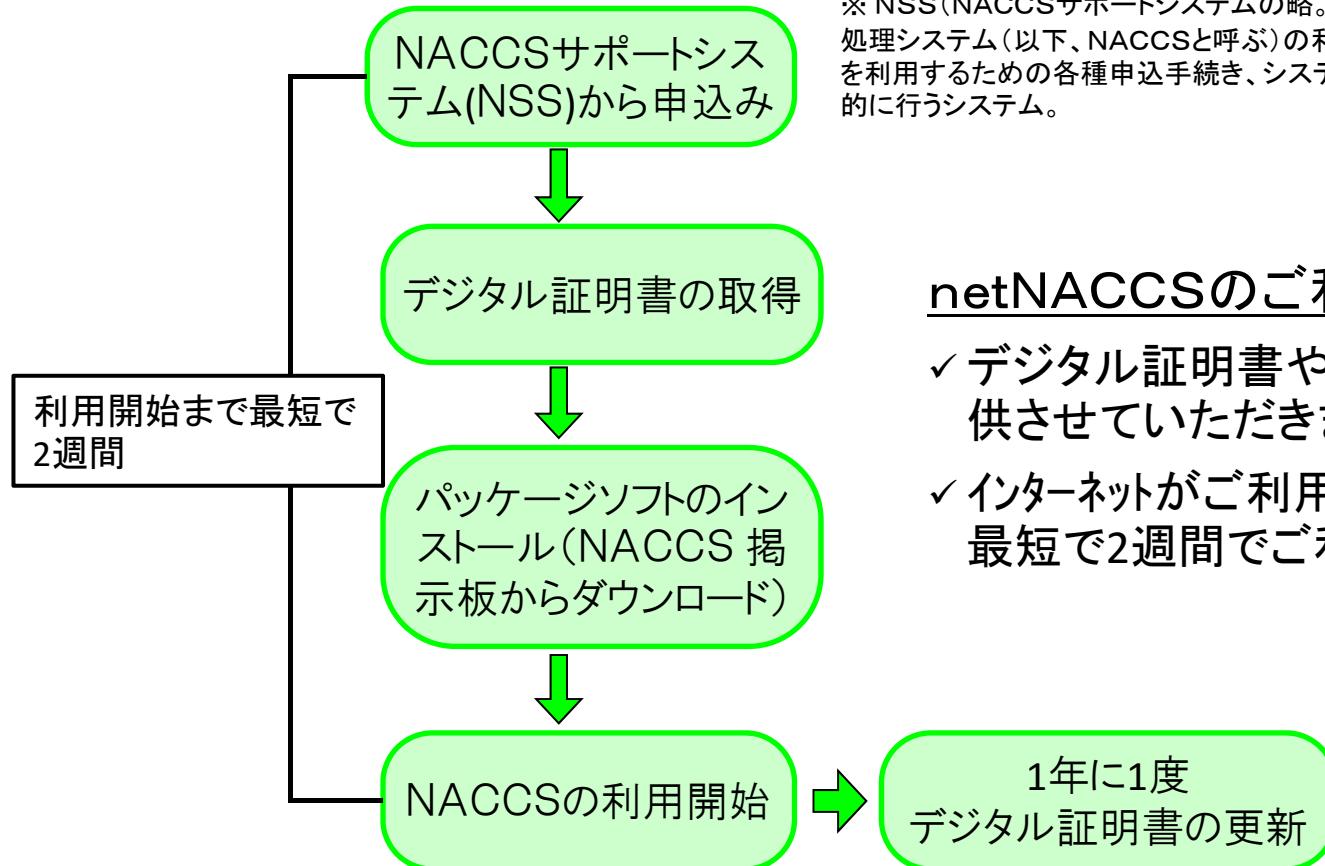
2. 海上コンテナ貨物の出港前報告



3. 輸出入申告



○ NACCS導入までの流れ【機長代行業務でnetNACCSをご利用する場合】

netNACCSのご利用をお勧めします！

- ✓ デジタル証明書やパッケージソフトは無償で提供させていただきます。
- ✓ インターネットがご利用できる環境が整っていれば、最短で2週間でご利用が開始できます。

【パソコンを入れ替えるときは】

netNACCS処理方式：新たにデジタル証明書の取得とパッケージソフトのインストールが必要です。

■ お問い合わせ窓口



NACCS導入に関するお問い合わせについては、ヘルプデスクまでご連絡ください。

事務所	電話番号	FAX番号	運営時間
ヘルプデスク	0120-794550	0120-794-529	終日

NACCSセンターではヘルプデスクを開設し、24時間・365日体制で問い合わせ対応を行っています。ヘルプデスクでは、お客様がご利用されるNACCS掲示板に掲載しているコンテンツのご案内を始めとして、お客様からのお問い合わせ対応による経験と実績を基に、NACCSのシステム、パッケージソフト及びネットワーク並びに利用申込手続き等について、お客様からの電話等でのお問い合わせにおける初期対応を担当しています。